

様式第3号

沖縄県土木建築部公告土都第953号

{簡易公募
公 募} 型総合評価落札方式 {標準型
簡易型} に係る手続開始の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、次のとおり入札の手続きを開始します。

平成24年7月26日

（契約担当者）

沖縄県知事 仲井眞



1 業務概要

- (1) 業務名：沖縄都市モノレール構造物設計委託業務（浦添西原線・その1）
- (2) 履行場所：沖縄県浦添市
- (3) 業務内容：本業務は、沖縄都市モノレール延長区間の県道浦添西原線の分岐支持構造、終点部橋脚及び車止め本体に関し、基本設計において決定された構造形式について、設計図書、関連道路設計、地質調査資料等既存の関連資料を基に、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成する。検討にあたっては、別途設置する委員会の意見等を踏まえるものとする。
- (4) 履行期間：契約締結日の翌日から平成25年2月28日まで
- (5) 本業務は、受注者を特定する場合において、一定の条件を満たす者を公募により選定し、当該業務に係る実施体制、実施方針、技術提案等に関する提案書（以下「技術提案書」という。）の提出求め、技術提案書の内容と入札価格が業務の履行に最も適した者を受注者とする総合評価落札方式の試行業務である。

2 入札参加資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格等を満たしていること。

- (1) 参加者に共通して求める要件（共同企業体にあつては、全ての構成員が該当する。）
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
 - イ 沖縄県の平成23・24年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加登録に係る参加表明書を提出し、業種区分（土木関係コンサル）、登録業種（「鋼構造及びコンクリート」又は「鉄道」）に登録された者。
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと（上記イの再認定を受けた者を除く。）。
 - エ 参加表明書等の提出期限の最終日から落札者決定日までの期間において、沖縄県の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。
 - オ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）
 - カ 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準じるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
 - キ 沖縄県内に、本店、支店、又は営業所があること。
 - ク 実施方針及び評価テーマが適正であること。
- (2) 共同体の結成にあつての要件
 - ア 2社共同企業体とする。
 - イ 自主結成方式とする。
 - ウ 当該業務に関し、2つ以上の共同企業体の構成員となることはできない。

エ 代表者は構成員のうち最大の履行能力を有し、かつ最大の出資割合の者でなければならない。

オ 構成員のうち最小の出資者の出資割合は、30%以上でなければならない。

カ 共同企業体の協定書が、入札説明書と同時に配布する「共同企業体協定書」によるものであること。

(3) 代表構成員の実績及び管理技術者等の要件

ア 代表構成員（又は企業）に関する要件

(ア) 沖縄県内に、本店、支店、又は営業所があること。

(イ) 2 (3)イからエに挙げる基準を満たす管理技術者及び照査技術者を当該委託業務に配置できること。

(ウ) 同種又は類似業務の実績

下記に示される同種業務又は類似業務について、公告の日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において、企業単体もしくは共同企業体の代表構成員として、実施した業務1件以上の実績を有さなければならない。

a 同種業務：日本国内の跨座型モノレールにおける分岐器支持構造(直接分岐器を支持する構造)の実施設計（概略、予備、修正設計除く）

b 類似業務：日本国内の跨座型モノレールにおける上部工の実施設計（概略、予備、修正設計を除く）

（同種業務、類似業務とも国・地方公共団体、モノレール運行会社が発注した業務の実績で、契約金額が500万円以上の業務とする。以下同じ。）

イ 配置予定技術者の資格に関する要件

(ア) 管理技術者

以下のいずれかの資格保有者であること。

a 技術士（総合技術監理部門：「建設-鋼構造及びコンクリート」、又は総合技術監理部門：「建設-鉄道」）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

b 技術士（建設部門のうち「鋼構造及びコンクリート」又は「鉄道」のいずれかの選択科目）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。（当該平成13年度以降に試験に合格した者は、7年以上の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門（技術士制度における技術部門）に4年以上従事している者。）

(イ) 照査技術者

(ア)の管理技術者に要する資格保有と同じ。

ウ 配置予定技術者の業務実績に関する要件

(ア) 管理技術者

管理技術者は、公告の日までに完了した業務において、下記 a 若しくは b の実績を1件以上有すること。

a 同種業務：日本国内の跨座型モノレールにおける分岐器支持構造(直接分岐器を支持する構造)の実施設計（概略、予備、修正設計除く）

b 類似業務：日本国内の跨座型モノレールにおける上部工の実施設計（概略、予備、修正設計を除く）

※管理技術者、若しくは担当技術者として上記の業務に携わった実績を対象とする。

(イ) 照査技術者

(ア)の管理技術者の業務実績に関する要件と同じ。

エ 配置予定管理技術者の手持ち業務量に関する要件

管理技術者は、全ての手持ち業務量の契約金額が4億円未満かつ手持ち業務量の件数が10件未満である者とする。ただし、契約金額が、1,000万円を超える業務で、管理技術者が低入札調査基準価格以下で契約した業務を担当している場合は、手持ち業務量の契約金額が2億円未満、又は手持ち業務量の件数が5件未満。

また、本業務の履行期間中は管理技術者の契約日時点での手持ち業務の契約金額が4億円かつ手持ち業務の件数が10件（契約日時点での手持ち業務と本業務の中に、契約金額1,000万円を超える業務で管理技術者が低入札基準価格以下で契約した業務を担当している場合は、手持ち業務の金額が2億円かつ手持ち業務の件数が5件）を超えないこととし、超えた場合は遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該管理技術者を、

以下の①から④までの全ての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ①当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- ②当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- ③当該管理技術者と同等以上の業務成績平均点を有する者
- ④手持ち業務量が当該業務の入札説明書において設定している予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

※手持ち業務量とは、公告日現在（特定後未契約のものも含む）において管理技術者及び担当技術者となっている500万円以上の他の業務をいう。

(4) 代表構成員以外の構成員に求める要件

ア 沖縄県内に本店を置く者であること。

イ 業務の実績

企業単体もしくは共同企業体構成員として、公告の日までに完了した下記業務（再委託による業務の実績は含まない。）について、1件以上の実績を有さなければならない。

(ア) 業務：モノレールインフラ部に関する設計業務

3 入札参加者を指名するための基準等

測量及び建設工事コンサルタント業者等の指名に関する要領に定める指名基準による。なお、同基準中の「(1)当該業務に対する技術的適正、(2)会社の経営状況及び使用人数並びに技術者の状況、並びに(4)過去における成果の状況」については、同種又は類似業務の実績並びに配置予定技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。

4 総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方法

算出方法は、以下のとおりとする。

ア 評価値の算出方法

評価値＝価格評価点＋技術評価点

イ 価格評価点の算出方法

価格評価点＝(価格評価点の配分点)×(1－入札価格／予定価格)

なお、価格評価点の配分点は30点とする。

ウ 技術評価点の算出方法

技術提案書の内容に応じ、下記(ア)、(イ)、(ウ)の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

(ア) 予定技術者の経験及び能力

(イ) 実施方針等

(ウ) 評価テーマに対する技術提案

技術評価点＝60点×(技術評価の得点合計／技術評価の配点合計)

エ 総合評価は、価格評価点と技術評価点の合計値（評価値）をもって行う。

(2) 落札者の決定方法

落札者の決定は、(1)によって算出された評価値の最も高い者を落札候補者とする。

なお、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札候補者を選定する。

落札者は、落札候補者を指名審査会の審議を経て、決定する。その結果は技術提案書を提出した者全員に通知する。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ 落札候補者となるべき者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められたときには、落札候補者とならない場合がある。

ウ 落札候補者となるべき者の入札価格が「建設コンサルタント業務等における総合評価方式低入札価

格調査試行要領」第3条に基づく調査基準価格を下回る場合は、同要領第8条に基づく調査を行うものとする。

5 入札手続等

(1) 入札説明書、設計図書の交付期間、交付方法等

ア 交付期間 平成24年1月26日（木）から

イ 交付方法 沖縄県電子入札ポータルサイト内、入札情報サービスからダウンロードして下さい。

【入札情報サービス】<https://www.nyusatsu-okinawa.lg.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj>

ウ 問い合わせ先 公告文6(8)イの場所

エ 本業務の配付資料については、本業務の入札手続においてのみ使用可能であり、許可なく使用したり、転載することを禁ずる。また、沖縄都市モノレール延長部平面図、縦断図、代表横断図の提供を希望する者は、平成24年8月3日（金）15時までに以下のメールアドレスに提供希望旨のメールを送付すること。その際には、受信確認を電話にて行うこと。なお、提出資格が無いと判断する者への図面提供は行わない。

メール送付先：aa065005@pref.okinawa.lg.jp （担当：伊計）

(2) 参加表明書の提出等

入札参加を希望する者は、下記により参加表明書を提出するものとする。

ア 参加表明書の提出期間、提出場所及び方法等

(ア) 期 間 平成24年7月26日（木）から平成24年8月7日（火）まで

(イ) 提出方法等 入札説明書による

イ 入札参加資格の審査結果の通知（指名通知）

電子入札システム又は、郵便等をもって平成24年8月15日（水）を予定する。

ウ 共同企業体申請書の提出

本業務の参加を希望する者は、共同企業体資格審査申請書及び共同企業体協定書を持参により提出しなければならない

(ア) 期 間 上記ア(ア)と同じ。

(イ) 提出方法等 上記ア(イ)と同じ。

(ウ) 部 数 1部

(3) 技術提案書の提出等

技術提案書の提出方法は、次のとおりとする。

ア 提出資格

3に基づき、契約担当者より指名を受けた者。

イ 技術提案書の提出期間等

(ア) 期 間 平成24年8月15日（水）から平成24年9月4日（火）までを予定する。

(イ) 提出方法等 入札説明書による

ウ 技術提案書のヒアリング

(ア) 期 間 平成24年9月7日（金）を予定する。

(イ) 提出方法等 入札説明書による。

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札及び開札の日時は、下記を予定している。

入札書は、電子入札システム又は持参により提出すること。なお、郵送又は電報による入札は認めない。

ア 電子入札システムによる場合

入札書提出開始日時：平成24年9月10日（月）午前9時

入札書提出締切日時：平成24年9月11日（火）午後3時

イ 持参による場合

持参日時：平成24年9月12日（水）午前9時45分を予定とする。

持参場所：沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

※指名通知書の写しを持参すること。

ウ 開札日時：平成24年9月12日（水）午前11時 電子入札システムにより開札

6 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

沖縄県財務規則第100条の定めるところにより、入札保証金を納めなければならない。

イ 契約保証金

沖縄県財務規則第101条及び建設工事請負契約書第4条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。

(2) 入札の無効

本公告に示した参加資格のない者の入札及び、参加表明書、技術提案書申請書並びにその他提出資料に虚偽の記載をした者の入札は無効とするとともに、指名停止を行うことがある。

なお、指名された者であっても、通知後、指名停止措置を受け落札者の決定時において指名停止期間中である者の評価も無効とする。

(3) 参加表明書又は技術提案書の提出期限後において、原則として参加表明書及び技術提案書に記載された内容の変更を認めない。

(4) 配置予定技術者の確認

ア 参加表明書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

イ 落札者の決定後、TECRIS等により配置予定管理（照査）技術者の専任制（手持ち業務量）違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

(5) 低入札価格調査制度要領に基づく調査の実施

「技術提案の履行確実性」について調査を実施する。

(6) 低入札調査基準価格を下回った価格をもってする契約について

低入札調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、入札説明書による。

(7) 電子入札について

本案件は、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細及び電子入札に関する事項は、入札説明書及び沖縄県電子入札運用基準による。

(8) 問い合わせ先一覧

ア 契約関係：〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課 景観形成班

電話番号 098-866-2408

イ 応募調書資料関係：〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課 都市モノレール事業班

電話番号 098-866-2408

ウ 設計図書関係：イと同じ。

(9) 詳細は入札説明書による。